

## 建築士事務所の登録

建築士又は建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、次の業務を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、北海道知事が指定した指定事務所登録機関（一般社団法人北海道建築士事務所協会）の登録を受けなければなりません（建築士法第23条、第23条の2、第26条の4）。

無登録業務は建築士法第23条の10で禁止されています。

1. 建築物の設計
2. 建築物の工事監理
3. 建築工事契約に関する事務
4. 建築工事の指導監督
5. 建築物に関する調査若しくは鑑定
6. 建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理

注1 建設業者が、建設業法の建設業の許可を受けている場合、請負の一環として設計等の業務も行う場合は、建設業の許可のほかに、建築士事務所の登録が必要です。

注2 法人等で支店、営業所等を設け、そこにおいて設計等を行う場合には、それぞれの支店等について建築士事務所の登録が必要です。

## 登録申請書（新規及び更新）の手引きと記入例

- 新規申請の登録につきましては、申請書受理後から2週間程度の期間を要します。
- 更新の申請は、有効期間満了の日前30日までにしなければなりません。（「建築士法施行規則第18条」）
- 建築士事務所登録の申請は、直接、一般社団法人北海道建築士事務所協会の各支部に書類を持参して、申請してください（原則として郵送等は不可ですので、ご希望の方は事前に各支部へお問い合わせください。）
- ホームページ（<https://www.do-kjk.or.jp/download/>）で登録申請書類等を入手できますが、一般社団法人北海道建築士事務所協会の各支部でも、一式1,000円にて販売しております。
- 事務局所在地（<https://www.do-kjk.or.jp/guide/>）

## ●登録申請手数料と納入方法・手数料払込先について

### \*登録申請手数料

- 一級建築士事務所登録（新規・更新） 26,400 円
- 二級建築士事務所及び木造建築士事務所（新規・更新） 22,800 円

### \*納入方法

申請書を提出する前に、あらかじめ郵便局又はゆうちょ銀行の「払込取扱票」で、該当の登録申請手数料を現金振替納入の上、『建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」貼付用紙（別記第1号様式）』（ダウンロードできます）に、『振替払込請求書兼受領証』（原本）を貼り、申請用紙と一緒にご提出ください。

なお、登録申請用の「払込取扱票」は、各支部事務局にも備え置きますが、郵便局にある通常の「払込取扱票」もご使用になれます。その際、「払込取扱票」の通信欄には、登録する建築士事務所の種別（一級・二級・木造）をご記入ください。

### \*手数料払込先

#### 【郵便局又はゆうちょ銀行をご利用の方】

口座記号番号：02750-2-79693  
 加入者名（受取人）：一般社団法人 北海道建築士事務所協会

#### 【他の金融機関をご利用の方】

銀行名：ゆうちょ銀行 金融機関コード：9900 店番：279  
 店名：二七九店（二ナナキュウ店）預金種目：当座 口座番号：0079693  
 加入者名（受取人）：一般社団法人 北海道建築士事務所協会

※払込手数料は登録申請者でご負担願います。

払込取扱票の記入例

現金振替納入後、こちらの半券（原本）を貼付用紙（別記第1号様式）に貼り付けて、申請書類と一緒に提出します。

払込先と加入者名を記入

該当金額を記入

事務所の種別（一級・二級・木造）を記入

住所・事務所名・登録申請者氏名・電話番号を記入

事務所の種別（一級・二級・木造）を記入

事務所名・登録申請者氏名を記入

振替払込請求書兼受領証

払込先  
 加入者名  
 該当金額  
 を記入

見本

●事務所登録申請に必要な書類について（正本・副本）

\* 法人の場合

申請書類（ダウンロード可）	
1. 建築士事務所登録申請書（表紙と第五号書式第一面）	正・副 各1部
2. 建築士事務所登録申請書 所属建築士名簿（第五号書式第二面）	2部（正・副）
3. 建築士事務所登録申請書 役員名簿（第五号書式第三面）	2部（正・副）
4. 業務概要書（第六号書式 添付書類イ）	2部（正・副）
5. 登録申請者の略歴書（第六号書式 添付書類ロ）	2部（正・副）
6. 管理建築士の略歴書（第六号書式 添付書類ロの2）	2部（正・副）
7. 誓約書（第六号書式 添付書類ハ）	2部（正・副）
添付書類	
① 管理建築士の住民票（ <u>原本</u> ・直近3ヶ月以内のもの）	1部（正）
② 管理建築士の建築士免許証の写し * 申請書持参の場合は、 <u>建築士免許証の原本も必ずお持ちください</u> <u>（確認後返却）</u>	2部（正・副）
③ 管理建築士の管理建築士講習修了証の写し	2部（正・副）
④ 定款の写し（コピー可） * 「目的」には、1ページの <b>建築士事務所の登録</b> に掲げる1から6に該当する業務を具体的に記載してください。 * 事業年度が記載されていることを必ずご確認ください。	2部（正・副）
⑤ 会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書） （正本用は <u>原本</u> ・副本用はコピー可、直近3ヶ月以内のもの） * 「目的」には、1ページの <b>建築士事務所の登録</b> に掲げる1から6に該当する業務を具体的に記載してください。 * 事務所所在地が登記されていない場合は、機構図等で所在地が確認できるものの写し（郵便物等）	2部（正・副）
⑥ 建築士事務所の所在地略図（ダウンロード可）	1部（正）
⑦ 建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」（ <u>原本</u> ） * 建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」貼付用紙（別記第1号様式・ダウンロード可）に貼り付けて提出	1部
⑧ 管理研修会の受講証明書の写し（任意）	1部（正・副）

\* 書類の綴じ方

正本に綴じる添付書類の順序	副本に綴じる添付書類の順序	* 正本と副本は、留めずにお持ちください。
① 管理建築士の住民票 ② 管理建築士の建築士免許証の写し ③ 管理建築士講習修了証の写し ⑧ 管理研修会の受講証明書写し(任意) ④ 定款の写し ⑤ 会社法人用登記事項証明書 ⑥ 所在地略図	② 管理建築士の建築士免許証の写し ③ 管理建築士講習修了証の写し ⑧ 管理研修会の受講証明書写し(任意) ④ 定款の写し ⑤ 会社法人用登記事項証明書 正本・副本の順で綴じた書類の最後に、『⑦ 建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」』貼付用紙（別記第1号様式）を綴じて、提出してください。	

**\*個人の場合**

申請書類（ダウンロード可）	
1. 建築士事務所登録申請書（表紙と第五号書式第一面）	正・副 各1部
2. 建築士事務所登録申請書 所属建築士名簿（第五号書式第二面）	2部（正・副）
3. 業務概要書（第六号書式 添付書類イ）	2部（正・副）
4. 登録申請者の略歴書（第六号書式 添付書類ロ）	2部（正・副）
5. 管理建築士の略歴書（第六号書式 添付書類ロの2）	2部（正・副）
6. 誓約書（第六号書式 添付書類ハ）	2部（正・副）
添付書類	
① 管理建築士の住民票（ <u>原本</u> ・直近3ヶ月以内のもの）	1部（正）
② 管理建築士の建築士免許証の写し *申請書持参の場合は、 <u>建築士免許証の原本も必ずお持ちください</u> <u>（確認後返却）</u>	2部（正・副）
③ 管理建築士の管理建築士講習修了証の写し	2部（正・副）
④ <u>事務所所在地と登録申請者の住所が異なる場合</u> 郵便物等、事務所所在地が確認出来るものの写し	1部（正）
⑤ 建築士事務所の所在地略図（ダウンロード可）	1部（正）
⑥ 建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」（ <u>原本</u> ） *建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」貼付用紙 （別記第1号様式・ダウンロード可）に、貼り付けて提出	1部
⑦ 管理研修会の受講証明書の写し（任意）	1部（正・副）

**\*書類の綴じ方**

正本に綴じる添付書類の順序	副本に綴じる添付書類の順序	*正本と副本は、留めずにお持ちください。
① 管理建築士の住民票 ② 管理建築士の建築士免許証の写し ③ 管理建築士講習修了証の写し ⑦ 管理研修会の受講証明書写し(任意) ⑤ 所在地略図	② 管理建築士の建築士免許証の写し ③ 管理建築士講習修了証の写し ⑦ 管理研修会の受講証明書写し(任意)	
正本・副本の順で綴じた書類の最後に、『⑥ 建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」貼付用紙（別記第1号様式）を綴じて、提出してください。』		

## ●公営住宅を事務所所在地とする事務所登録申請について

公営住宅法第27条の規定により、公営住宅の入居者は、住宅以外の目的に使用してはならないことになっており、公営住宅を自宅兼建築士事務所として使用することは、公営住宅法違反になります。

なお、公営住宅を事務所として使用する場合は、公営住宅の設置者（知事、市町村長）の承認が必要となり、承認を得た場合に限り、建築士事務所として併用することが可能となります。

また、建築士法第23条の4の規定により、建築士事務所の開設者は、公衆の見やすい場所に、「建築士事務所の名称、登録番号、管理建築士の氏名等」を記載した「標識」を掲示しなければならないことになっており、「標識」を掲示していない場合は、建築士法違反になります。「標識」を掲示するためには、設置者の承認が必要となります。

## ●申請書類の記入要領

### 1. 建築士事務所登録申請書（表紙と第五号書式第一面）

#### 【登録申請者氏名】

- ・登録申請者が法人である場合は、その法人名、申請者の役職名及び氏名を記入してください。
- ・登録申請者が個人である場合は、登録申請者の氏名を記入してください。

#### 【建築士事務所の名称】

- ・登録申請者が法人である場合は、その法人名を必ず使用してください。
- なお、法人名の前後に建築士事務所である旨の表示は自由です。

#### 【建築士事務所の所在地】

- ・郵便番号及び電話番号も必ず記入してください。

#### 【建築士事務所を管理する建築士】

- ・登録番号欄には、建築士免許登録番号を記入して下さい。
- その際、二級建築士と木造建築士の登録番号で、支庁名略がついている場合は、必ず記入してください。〔例〕(石)第7777号

#### 【現登録年月日及び登録番号】

- ・登録の更新をしようとする場合のみ記入してください。

### 2. 建築士事務所登録申請書 所属建築士名簿（第五号書式第二面）

- ・建築士の資格を有する者、全員について記入してください。
- ・所属建築士の氏名には必ずふりがなをつけてください。
- ・二級建築士と木造建築士の登録番号で、支庁名略がついている場合は、必ず記入してください。〔例〕(石)第9999号
- ・全ての所属建築士をこの書類に書ききれない場合は、別紙として添付してください。

### 3. 建築士事務所登録申請書 役員名簿（第五号書式第三面）

- ・この書類は、登録申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- ・登録上の代表者を筆頭に役員全員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものとして、代表権を有する支配人又は理事等をいい、取締役でない支店長は含まれない）を記入してください。
- ・氏名には必ずふりがなをつけてください。
- ・全ての役員をこの書類に書ききれない場合は、別紙として添付してください。

### 4. 業務概要書（第六号書式 添付書類イ）

#### \* 新規登録の場合

白紙のまま添付してください。

#### \* 更新登録の場合

現登録期間内の業務について、主なものを最近のものから順次記入してください。  
業務内容欄には、設計、工事監理と明確に記入してください。

### 5. 登録申請者の略歴書（第六号書式 添付書類ロ）

### 6. 管理建築士の略歴書（第六号書式 添付書類ロの2）

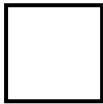
- ・登録申請者と管理建築士が同一人の場合は、管理建築士の略歴書の記入は省略することができます。用紙は白紙のまま添付してください。
- ・学歴欄には、最終学歴を記入してください。
- ・職歴欄には、最終学校を卒業（中退）後の職歴を、最近のものから順次記入してください。

### 7. 誓約書（第六号書式 添付書類ハ）

- ・登録申請者が法人の場合は、法人名、申請者の役職名及び氏名を記入してください。
- ・登録申請者が個人である場合は、登録申請者の氏名を記入してください。

\*この誓約書は、登録申請者が建築士法第23条の4の規定による登録拒否要件に、該当しないことを誓約するものですが、法人の場合は、役員全員がその対象となりますので注意してください。

●記入例（正・副共通です）



登録年月日 令和 年 月 日  
登録番号 北海道知事登録 ( ) 第 号

こちらには何も記入しないでください

一級

二級

木造

# 建築士事務所登録申請書

書類を提出する日を記入

申請年月日 令和 8年 4月 1日

登録申請者住所 札幌市中央区大通1丁目1番1号

登録申請事務所の名称 北海道建築設計株式会社

登録申請者氏名 代表取締役 北海 建男

登録申請者の住所・名称・氏名を記入  
(定款や商業登記事項証明書に記載されている  
本店と代表者)









添付書類(口)

## 略 歴 書 (登録申請者)

(記入注意)

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名	氏名	ほっかい 北海	たてお 建男	生年月日	昭和34年2月3日		
建築士の資格		一級建築士 <input type="checkbox"/>	二級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	木造建築士 <input type="checkbox"/>	な し <input type="checkbox"/>	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	北海道
学歴	年 月 日	学校名及び学科名			卒業・修了・中退の別		
	昭和56年3月31日	北乃大学 建築学科			卒業		
職歴	期 間	勤 務 先			地 位・職 名		
	年 月 ~ 年 月						
	平成13年4月~現在 昭和56年4月~ 平成13年3月	北海道建築設計株式会社  北乃国建設株式会社			代表取締役  営業課長		
歴							

添付書類(口)の2

## 略 歴 書 (管理建築士)

(記入注意)

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名		さっぽろ 札幌 いちろう 一郎	生年月日	昭和40年10月2日
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	登録番号 <b>第99999号</b>	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
学歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別	
	昭和63年3月31日	南乃大学工学部建築学科	卒業	
職歴	期 間	勤 務 先	地 位・職 名	
	年 月 ~ 年 月			
	平成13年7月~現在  昭和63年4月 ~平成13年6月	北海道建築設計株式会社  株式会社南海建築事務所	設計係長・管理建築士  設計主任	

注 登録申請者が建築士事務所を管理する建築士を兼ねているときは、省略できます。

## 誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

北海道建築設計株式会社

代表取締役

登録申請者の氏名又は名称 北海 建男

北海道指定事務所登録機関

一般社団法人北海道建築士事務所協会会長 様

### 記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

# 建築士事務所 所在地 略図

一級  
~~二級~~  
~~本造~~

事務所の名称 **北海道建築設計株式会社**

事務所所在地

〒999-9999

札幌市中央区大通1丁目1番1号

電話 (888) 888-8888

注意 建築士事務所の所在がわかるように、必要な道路名、駅名、停留所等を記入してください。